Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和８年１１月２６日
報　道　発　表　資　料
川崎市教育委員会事務局

令和7年度　川崎市立小･中学校における
児童生徒の問題行動･不登校等の調査結果をお知らせします

児童生徒の問題行動や不登校等の状況を調査・分析し、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握により、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童への適切な支援につなげるため、文部科学省が全国の教育委員会等を対象に実施した「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が県内の教育委員会等を対象に実施した「令和７年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果が公表されましたので、本市の状況をお知らせします。

「調査の目的等」
生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するものとする。
児童生徒の問題行動等は、教育関係者のみならず、広く国民一般の憂慮するところであり、その解決を図ることは教育の緊急の課題となっていることに鑑み、児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について調査を行っている。（文部科学省ＨＰから）

調査結果の概要

１　川崎市立小･中学校における暴力行為の状況

小学校における暴力行為の発生件数は４８５件で、前年度から１２９件増加し、中学校における暴力行為の発生件数は１９６件で、前年度から１４件減少しました。
暴力行為の形態別発生件数は、児童又は生徒間暴力が最も多く、小学校は３６３件で、前年度から１５２件増加し、中学校は１４０件で、前年度から１６件減少しました。
また、２回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数は、小学校では４２人、中学校では１５人でした。

２　川崎市立小･中学校におけるいじめの状況

小学校におけるいじめの認知件数は６，２５５件で、前年度から８０件減少し、中学校における認知件数は３４５件で、前年度から２４件増加しました。
年度末におけるいじめの解消率は、小学校では、８２．０％で、前年度から１．７ポイント増加し、中学校では、６２．０％で、前年度から１２．８ポイント減少しました。また、追跡調査の結果、本年７月２０日時点における令和７年度に認知したいじめの解消率は、小学校では、９８．３％、中学校では、９２．２％でした。

３　川崎市立小･中学校における長期欠席の状況

小学校の理由別長期欠席児童数は２，５４１人であり、そのうち不登校児童数は１，６６６人で、前年度から８７人増加しました。１，０００人当たりの不登校人数は２３．２人で、前年度から１．５人増加しました。また、中学校の理由別長期欠席生徒数は２，２０９人であり、そのうち不登校人数は１，９６９人で、前年度から９７人増加しました。１，０００人当たりの不登校人数は６５．６人で、前年度から３．２人増加しました。

４ 今後に向けて

●暴力行為につきましては、その減少を図るため、行為そのものへの対応にとどまらず、加害児童生徒がその行為に至った要因や背景を丁寧に把握し、一人ひとりの心情や特性に寄り添った支援を行うことが重要であると考えており、引き続き、学校、家庭及び関係機関との連携を図りながら、再発防止に向けた取組を進めてまいります。

●いじめにつきましては、今後も児童生徒の小さな変化やＳＯＳのサインを見逃すことなく、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には、学校いじめ対策組織を中心として、管理職や関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と情報共有を図りながら、組織的かつ継続的な対応を行い、被害児童生徒の安全確保と再発防止に取り組んでまいります。

●長期欠席につきましては、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、（仮称）校内教育支援センターの整備や「ゆうゆう広場」のアウトリーチ機能の強化、保護者支援の充実など、不登校に係る支援に取り組んでおり、今後も、学校内外における多様な学びの場や居場所の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりの思いを大切に関係機関等と連携し、将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を推進してまいります。

問合せ先
（暴力行為・いじめに関すること）
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課　鬼頭
電話　044－200－3318　内線 51302
（長期欠席に関すること）
川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課　松田
電話　044－200－1301　内線 51409

別　紙

１　川崎市立小･中学校における暴力行為の状況

暴力行為の定義
「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。
（令和７年度文部科学省調査から）

①　市立小･中学校における暴力行為の発生件数の推移

年度	小学校	中学校	合計
３年度	194	147	341
４年度	239	197	436
５年度	194	145	339
６年度	356	210	566
７年度	485	196	681

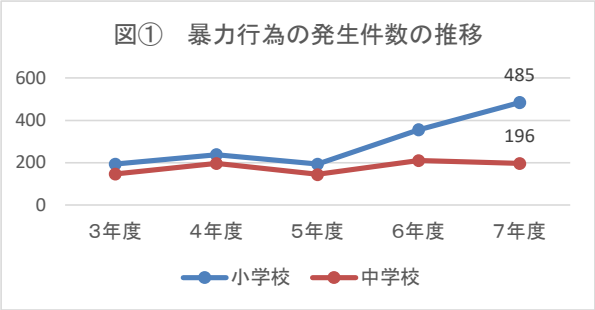

【参考】全国　暴力行為の発生件数（公立学校分）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	47,087	23,583	70,670
４年度	59,933	28,473	88,406
５年度	68,143	32,161	100,304
６年度	81,209	38,232	119,441
７年度	84,049	41,108	125,157

【参考】神奈川県　暴力行為の発生件数（公立学校分）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	6,224	1,961	8,185
４年度	6,712	2,531	9,243
５年度	8,617	2,800	11,417
６年度	10,895	3,247	14,142
７年度	11,424	3,285	14,709

②　暴力行為の形態別発生件数

	６年度		７年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
対教師暴力	96	21	74	11
児童生徒間暴力	211	156	363	140
対人暴力	2	1	1	9
器物損壊	47	32	47	36
合　計	356	210	485	196

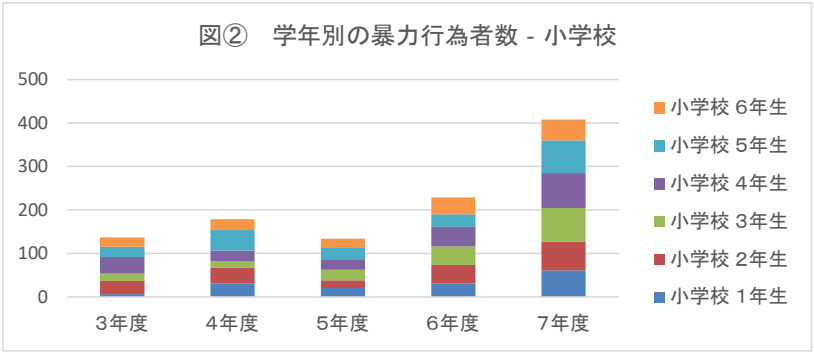

③　学年別の暴力行為者数

年度	小学校							中学校			
	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	計	１年生	２年生	３年生	計
３年度	7	30	17	38	24	21	137	42	57	29	128
４年度	31	37	14	25	47	25	179	63	62	48	173
５年度	21	18	24	24	26	21	134	45	41	44	130
６年度	31	43	43	44	29	39	229	89	60	35	184
７年度	61	66	78	80	75	48	408	92	66	34	192

④　２回以上の暴力行為を行った児童生徒数の推移

年度	小学校	中学校
５年度	15	7
６年度	16	6
７年度	42	15

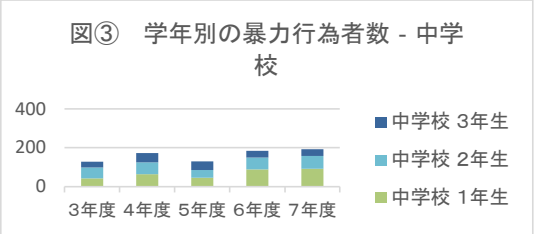

※令和４年度までは５回以上繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数としていたため、令和５年度からの推移としております。

２ 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

① いじめの認知件数の推移

年度	小学校	中学校	合計
３年度	4,506	275	4,781
４年度	4,614	318	4,932
５年度	5,192	280	5,472
６年度	6,335	321	6,656
７年度	6,255	345	6,600

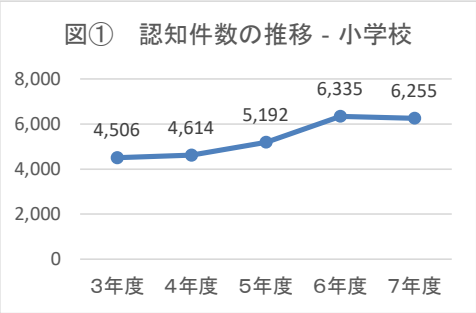

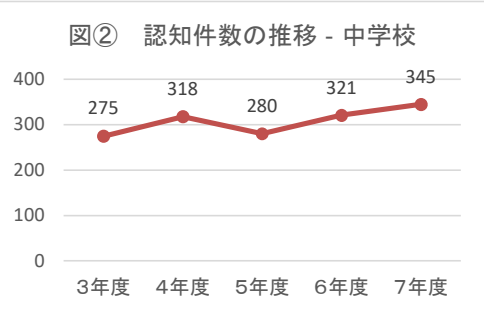

【参考】

全国 いじめの認知件数（公立学校分）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	496,094	95,263	591,357
４年度	545,958	108,335	654,293
５年度	582,803	119,620	702,423
６年度	603,816	132,540	736,356
７年度	612,996	142,163	755,159

神奈川県 いじめの認知件数（公立学校分）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	25,770	4,822	30,592
４年度	31,869	5,917	37,786
５年度	36,885	7,058	43,943
６年度	41,685	8,785	50,470
７年度	41,302	8,321	49,623

② いじめの学年別認知件数の推移

年度	小学校							中学校				合計
	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	計	１年生	２年生	３年生	計	
３年度	766	972	795	756	665	552	4,506	122	121	32	275	4,781
４年度	826	844	835	832	747	530	4,614	148	108	62	318	4,932
５年度	811	965	962	937	825	692	5,192	146	94	40	280	5,472
６年度	1040	1046	1259	1240	1080	670	6,335	169	101	51	321	6,656
７年度	1004	1205	1194	1113	948	791	6,255	169	127	49	345	6,600

③ いじめの態様別認知件数（複数回答可）

項目	態様の内容	５年度		６年度		７年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	2,744	161	3,539	214	3,183	221
イ	仲間はずれ、集団による無視をされる	483	43	554	32	685	46
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	1,327	26	1,484	40	1,718	43
エ	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	121	13	102	9	99	18
オ	金品をたかられる	38	4	34	5	43	6
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	462	13	456	8	422	13
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	488	16	638	10	708	77
ク	パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	120	52	149	68	165	56
ケ	卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。					89	16
コ	その他	18	0	51	1	156	5

④ いじめの解消状況の推移

年度	小学校		中学校		合計	
	解消した件数	解消率(%)	解消した件数	解消率(%)	解消した件数	解消率(%)
３年度	3,484	77.3	225	81.8	3,709	77.6
４年度	3,599	78.0	253	79.6	3,852	78.1
５年度	4,311	83.0	210	75.0	4,521	82.6
６年度	5,087	80.3	240	74.8	5,327	80.0
７年度	5,129	82.0	214	62.0	5,343	80.9
※８年度 令和８年7月20日時点	6,151	98.3	318	92.2	6,469	98.0

※年度末時点のいじめの認知件数について、次年度の７月２０日時点での解消率を示したもの

※解消率＝解消した件数÷認知件数×１００

いじめが解消している状態について

少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（令和７年度文部科学省調査から）

３　川崎市立小･中学校における長期欠席の状況

①　理由別長期欠席児童生徒数の推移

年度	小学校						中学校					
	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	1,000人当たり不登校人数	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	1,000人当たり不登校人数
３年度	1,997	238	947	620	192	12.8	1,877	264	1,506	75	32	50.2
４年度	1,770	318	1144	93	215	15.4	2,012	241	1,672	66	33	55.6
５年度	2,062	446	1435		181	19.5	2,040	182	1,826		32	61.2
６年度	2,388	560	1,579		249	21.7	2,072	139	1,872		61	62.4
７年度	2,541	501	1,666		374	23.2	2,209	201	1,969		39	65.6

※令和５年度から、「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が削除されました。

※1,000人当たりの不登校人数（不登校人数÷全児童・生徒数×1000）

【参考】全国　不登校児童生徒数（公立学校）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	80,825	157,019	237,844
４年度	104,265	185,810	290,075
５年度	129,410	207,013	336,423
６年度	136,645	207,540	344,185
７年度	139,859	208,179	348,038

② 学年別不登校児童生徒数の推移

年度	小学校							中学校				合計
	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	計	１年生	２年生	３年生	計	
３年度	67	98	136	148	227	271	947	460	519	527	1,506	2,453
４年度	76	118	153	219	261	317	1144	424	617	631	1,672	2,816
５年度	103	166	199	261	320	386	1435	537	605	684	1,826	3,261
６年度	120	168	218	278	361	434	1,579	511	702	659	1,872	3,451
７年度	98	178	239	317	387	447	1,666	571	669	729	1,969	3,635

【参考】神奈川県　不登校児童生徒数（公立学校）

年度	小学校	中学校	合計
３年度	6,267	10,389	16,656
４年度	7,987	12,336	20,323
５年度	9,590	14,039	23,629
６年度	10,192	14,058	24,250
７年度	10,123	14,111	24,234

③ 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

区分／学校種		1 いじめの被害の情報や相談があった	2 いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	5 学校のきまり等に関する相談があった	6 転編入学、進級時の不適応による相談があった	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった	8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	9 生活リズムの不調に関する相談があった	10 あそび、非行に関する情報や相談があった	11 学校生活に対してやる気がない等の相談があった	12 不安・抑うつの相談があった	13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	14 個別の配慮（１３以外）についての求めや相談があった
小学校	不登校児童生徒について把握した事実	6	149	66	219	22	45	110	250	272	7	333	706	179	105
中学校	不登校児童生徒について把握した事実	2	179	9	187	31	50	46	106	361	53	502	691	50	56

※令和５年度から、「不登校の要因」から「不登校児童生徒について把握した事実」に変更

④ 不登校児童生徒への指導結果状況

区　　分	小学校	中学校	合計
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒数	678	558	1,236
指導中の児童生徒数	988	1,411	2,399